

川西市子ども・子育て（支援事業）計画 （ 素案の作成にかかる 検討過程 ）

川 西 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 少子化対策及び子ども・子育て支援に関わる動向	2
3 計画の位置づけと期間	5
4 計画の策定体制	6
5 次世代育成支援対策行動計画の評価	7
6 子ども・子育て支援新制度について	9

第2章 川西市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

1 人口・世帯の状況	12
2 就業の状況	17
3 幼稚園・保育所の状況	18
4 アンケート調査からみる主要課題	23

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	33
2 基本的な視点	34
3 基本目標	35
4 計画の体系	36

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 母と子のいのちと健康を守る	37
基本目標Ⅱ 教育・保育・子育て支援サービスの充実	38
基本目標Ⅲ 子どもたちを家庭・地域で健やかに育む	41
基本目標Ⅳ 子どもの権利と安全を守る	44

第5章 事業計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	48
2 計画期間における人口推計	47
3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	48
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	49
5 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	50

第6章 計画の推進体制

参考資料

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。（平成20年12月一部改正）

本市においても、同法に基づき、平成17年3月に、「川西市次世代育成支援対策行動計画～げんきっ子かわにし夢プラン～（前期計画）」を策定しこれに続く後期計画を平成21年3月に策定しました。

その後も引き続き少子化の進行、並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭・学校、地域・職域その他のあらゆる分野の構成員が相互に協力し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、『子ども・子育て支援新制度』が創設されました。

これにより市町村は子ども・子育て支援事業計画を定め、子ども・子育て支援給付及び、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされ、同新制度は平成27年度からスタートすることとなりました。

本市においては、これまでも子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進してきましたが、出生率はほぼ横ばいの傾向が続き、保育サービスにおいては待機児童がみられ、今後も一層の地域の子育て・家庭支援の充実、就学前教育・保育の質の向上や子どもが健やかに育成される環境の整備などが求められています。

本計画は、国の動向や本市の社会的背景に対応し、「川西市次世代育成支援対策行動計画～げんきっ子かわにし夢プラン～（後期計画）」を引き継ぎながら、子ども・子育て支援新制度の理念や意義を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

2 少子化対策及び子ども・子育て支援に関わる動向

(1) 国の動向

【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。

平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」（平成20年12月一部改正）が制定され、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務づけるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

【「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する現状から、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を踏まえ、平成20年2月、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待

機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取り組みです。

【5つの安心プラン「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」の策定】

平成20年7月、社会保障に関する5つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その5つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成20年5月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系がめざすものとして、①「すべての子どものすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成となる基礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取り組みを推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方が示されました。

さらには、平成22年1月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定、同法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されることとなります。

【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされました。

これにより、子どもが健やかに生まれ育成される環境をさらに充実させるため、平成26年4月、同法の有効期限が平成27年度から平成36年度まで10年間延長されました。

(2) 兵庫県の動向

全国的に少子化が急速に進行する中、兵庫県では、平成9年度に「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」を策定し、家庭や子育てに夢をもつことができる社会を目指し少子対策に取り組んできました。その後、一層の取り組み強化に向け、平成17年8月に少子対策本部を設置、同年度末に「ひょうご子ども未来プラン」を策定し、総合的・先導的な少子対策を推進してきました。しかし、女性人口の減少、結婚・子育てに対する若者の意識の変化、子育て中の親の孤立化や深刻な児童虐待など、子育てをめぐる環境は様々な課題に直面しており、これに対応し、質の高い子育て支援環境づくりを強力に推進するため、平成21年3月、「新ひょうご子ども未来プラン」を策定しました。これに基づき、地域団体・NPO、企業・職域団体、大学、市町等と連携して、地域における少子対策・子育て支援に取り組んでいます。

(3) 川西市の動向

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「川西市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）～げんきっ子かわにし夢プラン」を策定、これを引き継ぐ後期計画を平成21年3月に策定し、次代を担う子どもたちが夢を抱き、広げ続けていくために、一人ひとりの個性や自主性を尊重できる社会を大人たちが実現していくことができるまちづくりをめざして、次世代育成支援施策を推進しています。

一方、保育を巡る環境が大きく変化している中、平成21年11月に保育所の施設整備に重点を置いた「川西市保育所整備計画」を策定し、潜在的な保育需要への対応、とりわけ3歳未満の低年齢児の待機児童対策、公立保育所の建物の老朽化対策、保育所の適正配置等の課題に対応する施策を推進しています。

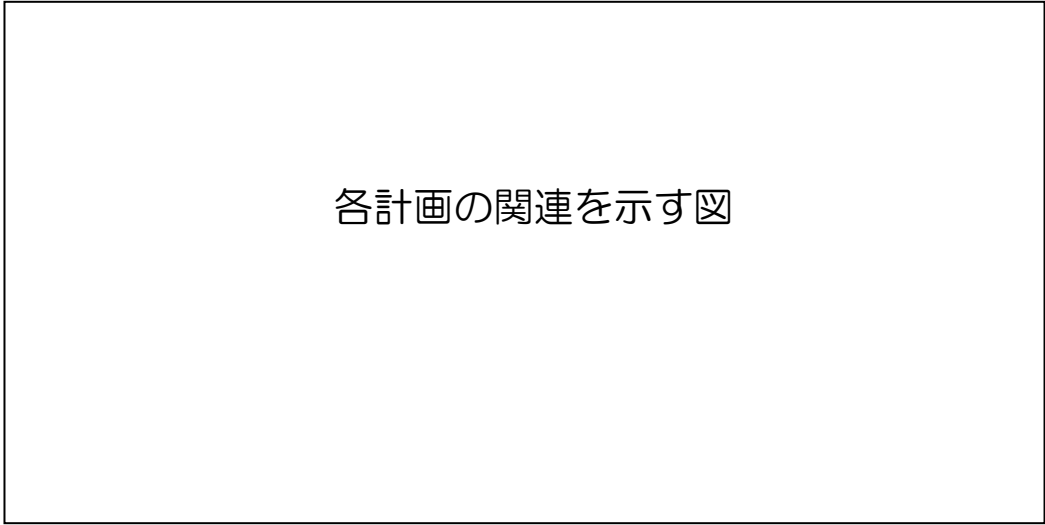
3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として策定するもので、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取り組みを推進します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を一部改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。本市においては、本計画を、川西市次世代育成支援対策行動計画の考えや取り組みを踏襲し、同法に基づいたこれからのまちづくりを担う次世代の健全な育成を図る計画としても位置づけます。

加えて、市の上位計画である第5次川西市総合計画「かわにし 幸せ ものがたり」の分野別計画として、本市の施策を総合的・一体的に進めるため、第4次川西市地域福祉計画はもとよりその他関連する計画とも整合性を保ちながら策定しています。



各計画の関連を示す図

(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は5年を1期とした事業計画を定めるものとしており、また、「次世代育成支援対策推進法」においても、自治体は5年を1期として行動計画を策定するものとしています。

これに基づいて、当計画は平成27年度から平成31年度の5年を計画期間として策定します。なお、計画を推進していく過程においては、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

(1) 「川西市子ども・子育て会議」の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援事業従事者等により構成される「川西市子ども・子育て会議」において、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状や課題を調査し、計画内容について検討しました。

(2) 市民ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、幼児教育・保育・地域の子育て支援への希望や安心して子育てができるまちづくりを推進するための意見や要望を把握するため、以下の2種類の調査を実施しました。

① 子育て支援に関するアンケート調査

調査目的：幼児教育・保育・地域の子育て支援への具体的な利用希望の把握

調査地域：市内全域

調査対象：市内に居住する就学前児童（0歳から5歳）の保護者

標本数：3,000件

抽出方法：住民基本台帳登録者のうち、0歳から5歳の子どもを持つ保護者3,000名を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成25年10月8日～10月31日

回収状況：1,609件（有効回答率＝53.6％）

② 子育て支援に関するアンケート調査 追加調査

調査目的：安心して子育てができるまちづくりの推進に向けた意見や要望の把握

調査地域：市内全域

調査対象：市内に居住する0歳から小学校6年生の児童の保護者

標本数：1,500件

抽出方法：住民基本台帳登録者のうち、0歳から12歳の子どもを持つ保護者1,500名を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成26年1月14日～1月31日

回収状況：786件（有効回答率＝52.4％）

5 次世代育成支援対策行動計画の評価

(1) 次世代育成支援対策行動計画

本市では「川西市次世代育成支援対策行動計画」(前期：平成 17 年度～平成 21 年度、後期：平成 22 年度～平成 26 年度)の計画の基本理念「子どもたちが夢を上げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり」に基づいて、さまざまな施策を実施してきました。また、学識経験者をはじめとした庁外関係機関・団体の代表等から構成される「川西市社会福祉審議会 児童育成専門部会」を設置し、次世代育成支援に関するさまざまな内容を検討・推進してきました。

「川西市次世代育成支援対策行動計画」は平成 26 年度で終了するものの、引き続き次世代育成支援対策を推進するとともに、新たな子ども・子育て支援の観点を盛り込むため、この評価結果について取りまとめました。

■ 次世代育成支援対策行動計画の評価・まとめ（平成 25 年度の進捗状況より）

平成 25 年度末の進捗状況では、全 183 事業のうち、平成 25 年度において目標値に達成しているものが 38 事業、平成 25 年度において目標を達成していないものが 40 事業、平成 26 年度の目標値の設定はないが、継続又は推進している事業が 102 事業、計画期間中に事業が廃止（変更）になったものが 3 事業ありました。概ね 77% の事業が、前進及び達成していますが、一部目標を達成してもまた未達成になるなど、その状況は確定的なものばかりではないため、目標値に達成した事業も含め、引き続き推進していく必要があります。

また、国指定特定事業（通常保育事業、延長保育事業、特定保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業）の目標事業量について、11 項目の指標の内、平成 25 年度末時点で目標値を達成しているものが 8 指標、推進中のものが 1 指標、検討中のものが 2 指標と、一定の成果が得られています。

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度に向けて、これまでの川西市次世代育成支援対策行動計画を引き継ぎ、市民のニーズに対応し、子どもの健やかな成長や誰もが安心して楽しみながら子育てできる環境を整備するため、さらなる達成事業の充実、未達成事業の推進を図っていく必要があります。

川西市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）国指定特定事業
平成 25 年度までの実績値と目標事業量

事業名	指標	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
		計画策定時	実績値				
通常保育事業	認可保育所 定員数	1,170 人	1,160 人	<u>1,510 人</u>	<u>1,540 人</u>	<u>1,554 人</u>	1,400 人
延長保育事業	実施保育所数	15 か所	14 か所	<u>18 か所</u>	<u>18 か所</u>	<u>19 か所</u>	17 か所
	利用人数	282 人	297 人	270 人	268 人	<u>456 人</u>	338 人
特定保育事業	実施保育所数	1 か所	1 か所	1 か所	<u>2 か所</u>	<u>2 か所</u>	2 か所
休日保育事業	実施保育所数	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	1 か所
一時預かり事業	実施保育所数	5 か所	5 か所	<u>9 か所</u>	<u>11 か所</u>	<u>11 か所</u>	8 か所
病児・病後児 保育事業	設置箇所数	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1 か所
	年間延べ 利用児童数	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	300 人
放課後児童 健全育成事業	登録児童数	672 人	723 人	682 人	681 人	702 人	725 人
地域子育て 支援拠点事業	設置箇所数	3 か所	<u>6 か所</u>	<u>6 か所</u>	<u>6 か所</u>	<u>6 か所</u>	6 か所
ファミリー サポート センター事業	設置箇所数	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	<u>1 か所</u>	1 か所

※ 目標値を達成している実績値に下線を引いています。

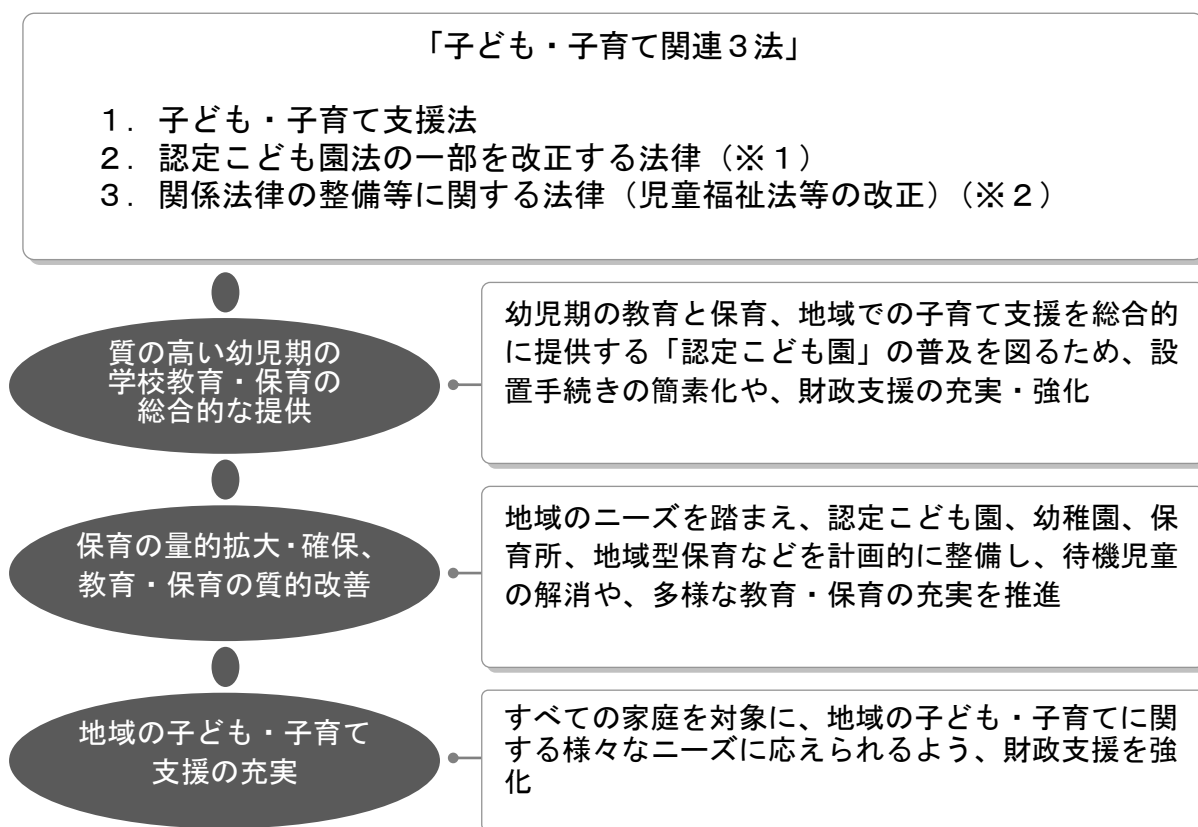
- ・病児・病後児保育事業は、平成 26 年 6 月から病後児保育事業を 1 か所設置しています。
- ・放課後健全育成事業の、平成 26 年度の登録児童数は、759 人。

6 子ども・子育て支援新制度について

(1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

子ども・子育て関連3法と制度の主な内容



※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

また、新制度の実施主体である市町村において、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、教育・保育の提供区域の設定、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策などを記載することとされており、具体的な目標設定の上、子ども・子育て支援の推進を図ります。

(2) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

○施設型給付

認定こども園・幼稚園（※1）・認可保育所（※2）

○地域型保育給付

小規模保育事業（A・B・C型）・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業
・事業所内保育事業

② 子どものための現金給付

○児童手当

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続

※2 私立認可保育所は、現行通り、市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象とする事業

① 利用者支援事業<新規>

② 時間外保育事業（延長保育）

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業<新規>

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業<新規>

⑤ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）（※）

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

⑧ 要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業）

⑨ 地域子育て支援拠点事業

⑩ 一時預かり事業

⑪ 病児・病後児保育事業

⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

⑬ 妊婦に対する健康診査

※ 新制度では、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）について、

・対象児童を小学6年生まで拡大

・資格を持つ指導員の配置による質の向上

・児童に適切な生活な場の確保を図るため、施設に必要な設備や面積などを定める
の3点の改善が図られます。

(3) 子どものための教育・保育給付について

幼稚園や保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

① 支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園(※)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所 地域型保育事業

※ 私立幼稚園は、新制度に移行するか、現行制度のまま継続するか、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

② 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、フルタイム就労を想定した「保育標準時間」(最長11時間)、又はパートタイム就労を想定した「保育短時間」(最長8時間)に区分されます。

③ 給付対象施設

施設	内容
幼稚園	<ul style="list-style-type: none">・ 3歳から5歳を対象とし、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。・ 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。
保育所	<ul style="list-style-type: none">・ 0歳から5歳を対象とし、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。・ 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none">・ 0歳から5歳を対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。・ 4つの類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)がある。
地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none">・ 0歳から2歳を対象とし、少人数の単位(20人未満)で預かる事業。・ 4つの類型(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)があり、新たに市町村の認可事業として創設された事業。

第2章 川西市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

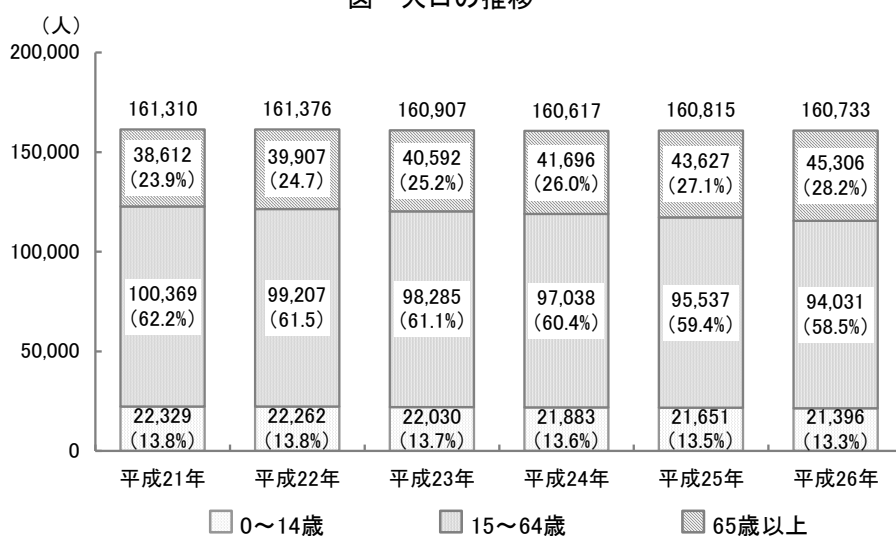
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

① 年齢別人口の推移

平成21年から平成26年の6年間の総人口は、ほぼ横ばいで推移しています。しかし、0～14歳、15～64歳の人口は緩やかに減少しており、特に15～64歳人口は6年間で約6,300人減少しています。一方で65歳以上の人口は増加し続け、6年間で約6,700人増加しています。構成比をみると、65歳以上が占める割合は6年間で約4ポイント上昇しています。

図 人口の推移

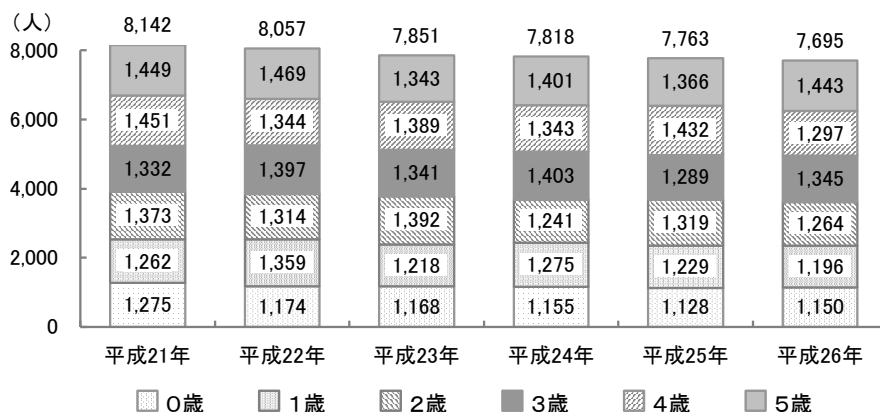


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 就学前児童数の推移

就学前児童数は緩やかに減少しており、平成21年から平成26年までの6年間で、約450人減少しています。

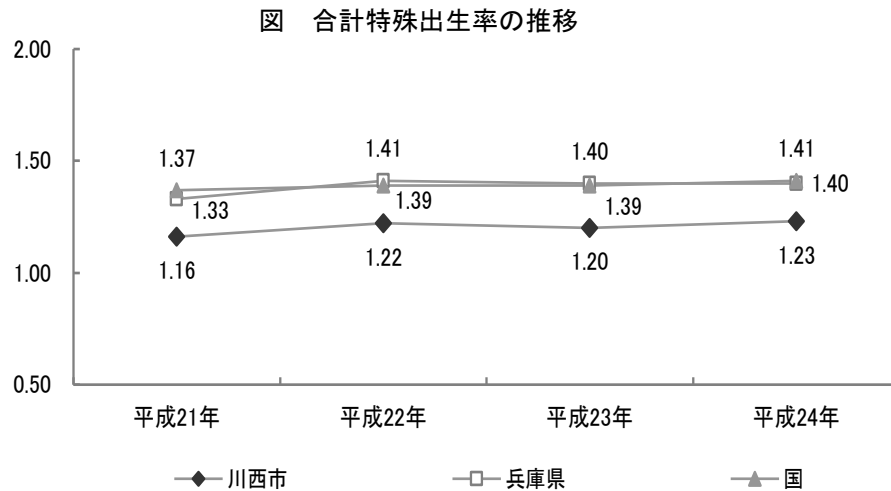
図 年齢別就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 出生の動向

川西市における合計特殊出生率は、平成21年から平成24年までの4年間でやや上昇しています。しかし、国・県に比べて低い数値で推移しており、合計特殊出生率が上昇した平成24年においても、国・県が約1.4であるのに対し、川西市では1.23となっています。

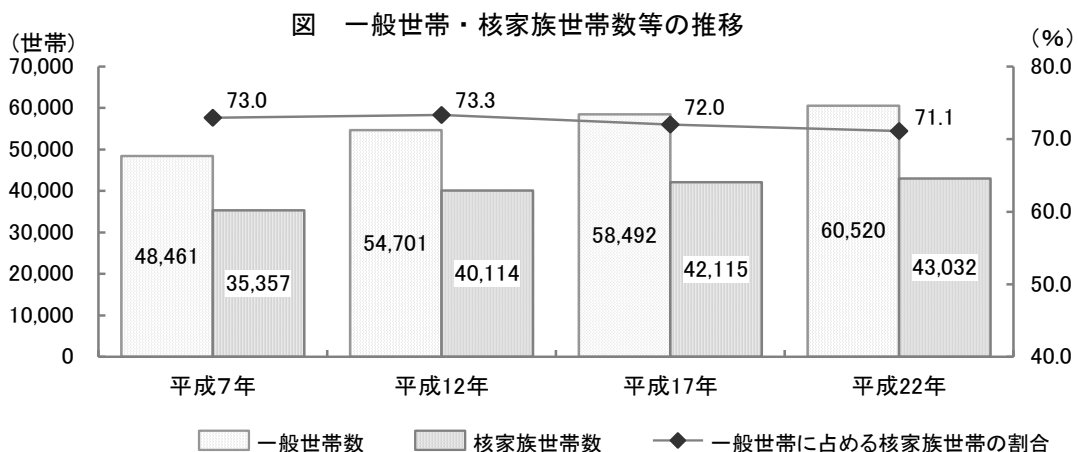


資料：川西市…庁内資料、兵庫県、国…人口動態統計

(3) 世帯の状況

① 一般世帯の推移

川西市の一般世帯数は増加傾向がみられ、平成7年から平成22年の15年間で約12,000世帯増加しています。また、核家族世帯数も増加しており、平成7年から平成22年の15年間で約7,700世帯増加しています。ただし、核家族世帯が一般世帯に占める割合は、平成12年以降、緩やかに減少しています。

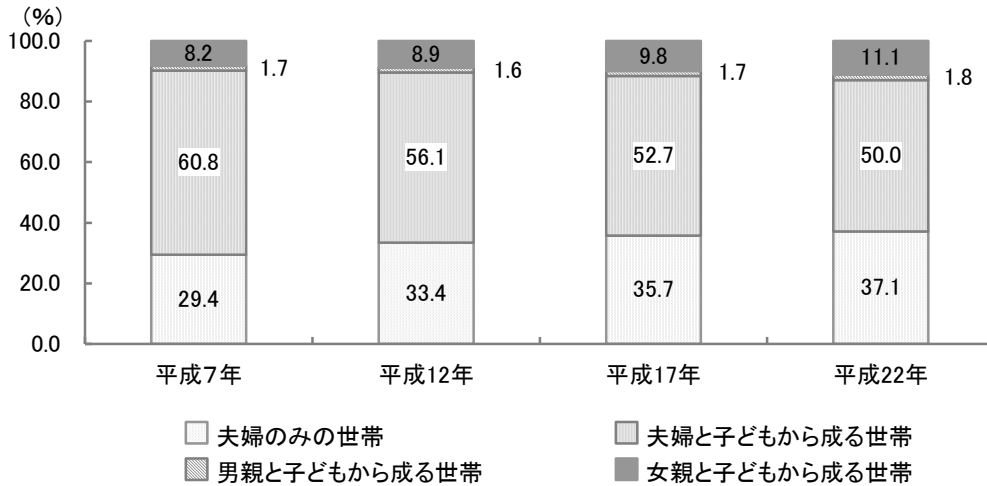


資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳の推移

夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の割合は増加する傾向にあり、平成7年には3割未満だったのが、平成22年には4割弱となっています。また、緩やかではありますが、女親と子どもから成る世帯（母子世帯）も増加する傾向がみられます。

図 核家族世帯の内訳



資料：国勢調査

(4) 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態をみると、平成22年以降は「自然減」（出生数が死亡数を下回る状態）となっています。

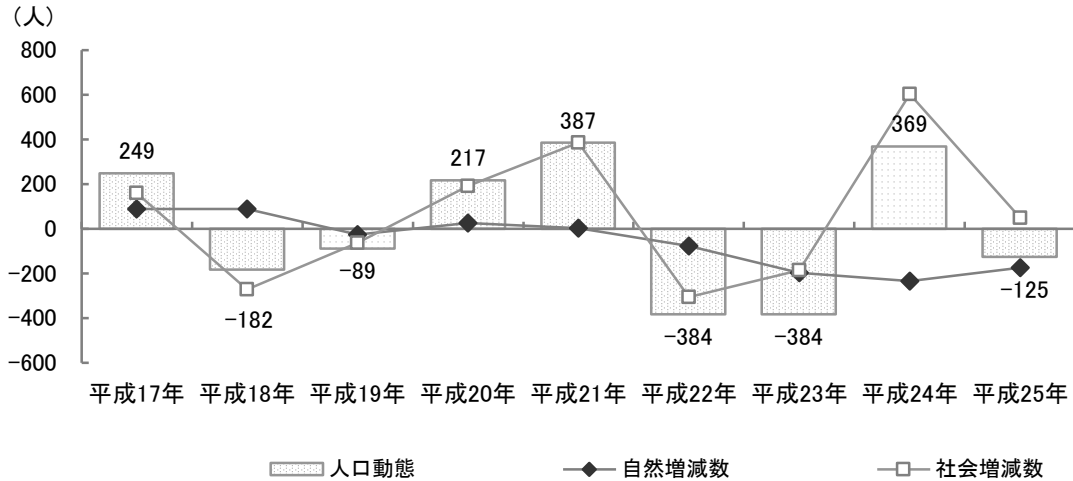
転入者数と転出者数の差による社会動態をみると、年によってばらつきがあり、平成20年、21年は「社会増」（転入者数が転出者数を上回る状態）でしたが、平成22年、23年では「社会減」（転入者数が転出者数を下回る状態）となり、平成24年、25年には再び社会増に転じています。

表 自然動態および社会動態の推移

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	1,253	1,271	1,235	1,289	1,203	1,203	1,161	1,142	1,172
死亡数	1,164	1,183	1,262	1,264	1,201	1,280	1,359	1,375	1,345
転入者数	7,024	6,661	6,621	6,373	6,486	5,608	6,021	6,195	5,971
転出者数	6,864	6,931	6,683	6,181	6,101	5,915	6,207	5,593	5,923

図 人口動態の推移



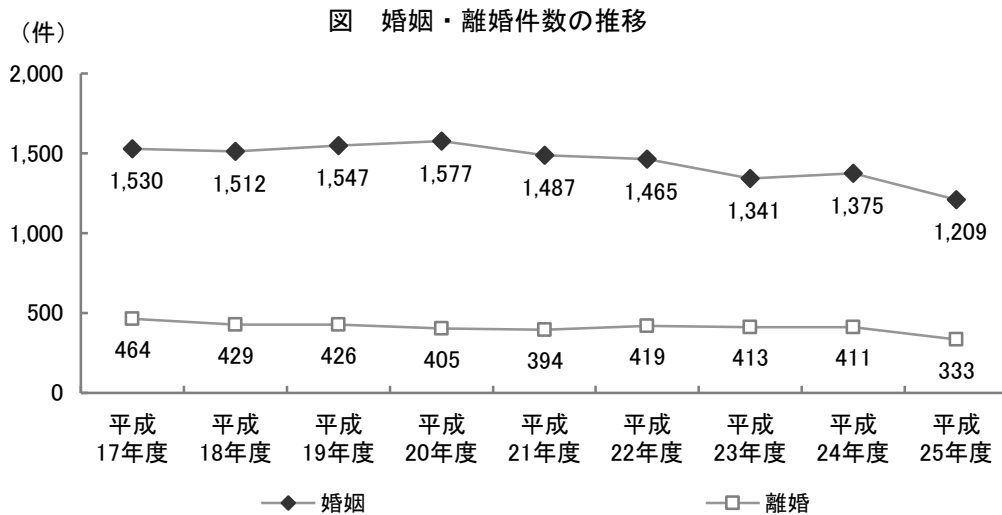
資料：川西市統計要覧

(5) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成20年度までは1,500件台で推移していましたが、平成21年度に1,400件台、平成23年度に1,300件台と減少し、平成25年度は1,209件と平成17年度に比べ、321件減少しています。

離婚件数は、概ね400件程度で推移していましたが、平成25年度では333件となっています。



資料：川西市統計要覧

② 未婚率の推移

川西市の20～39歳の未婚率は男女ともに20～24歳はほぼ横ばいで推移していますが、25～29歳、30～34歳、35～39歳では上昇傾向となっており、平成17年から22年にかけて、35～39歳では男性で5.2ポイント、女性で2.5ポイント上昇しています。

表 未婚率の推移

単位：％

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成7年	全国	93.3	86.8	67.4	48.2	37.5	19.7	22.7	10.1
	兵庫県	92.8	87.3	65.4	48.0	33.4	19.2	19.3	9.8
	川西市	95.3	91.6	71.7	61.1	37.3	26.1	19.3	10.3
平成12年	全国	92.9	88.0	69.4	54.0	42.9	26.6	26.2	13.9
	兵庫県	92.6	88.7	67.0	53.3	38.9	26.0	22.1	13.7
	川西市	95.4	92.2	71.3	59.8	39.1	29.0	21.3	16.1
平成17年	全国	93.5	88.7	71.4	59.1	47.1	32.0	31.2	18.7
	兵庫県	93.6	90.0	70.0	59.7	43.2	31.1	27.1	18.5
	川西市	95.0	92.5	73.1	65.0	43.1	32.9	25.9	20.0
平成22年	全国	94.0	89.6	71.8	60.3	47.3	34.5	35.6	23.1
	兵庫県	93.7	90.4	70.6	61.6	44.7	35.0	32.3	22.8
	川西市	95.5	92.3	72.6	66.2	45.4	36.6	31.1	22.5

図 未婚率の推移（川西市男性）

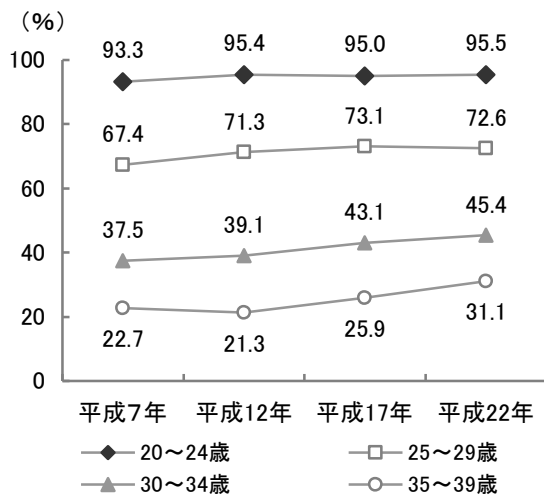
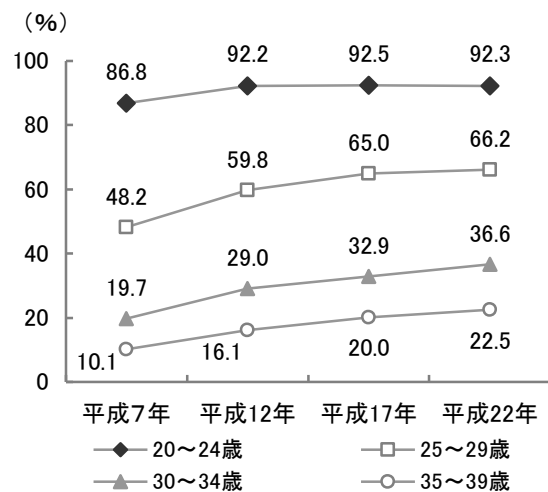


図 未婚率の推移（川西市女性）

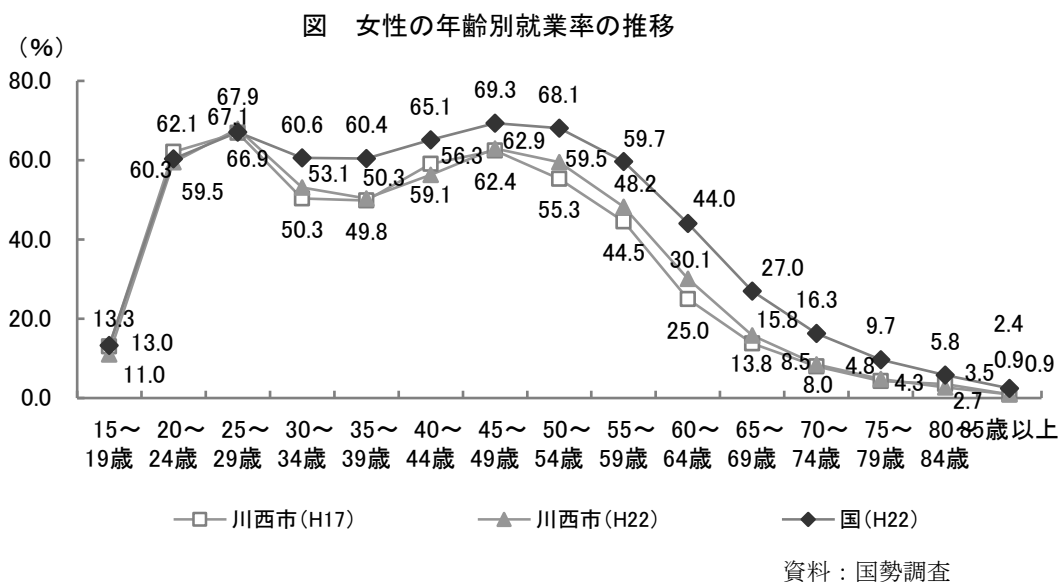


資料：国勢調査

2 就業の状況

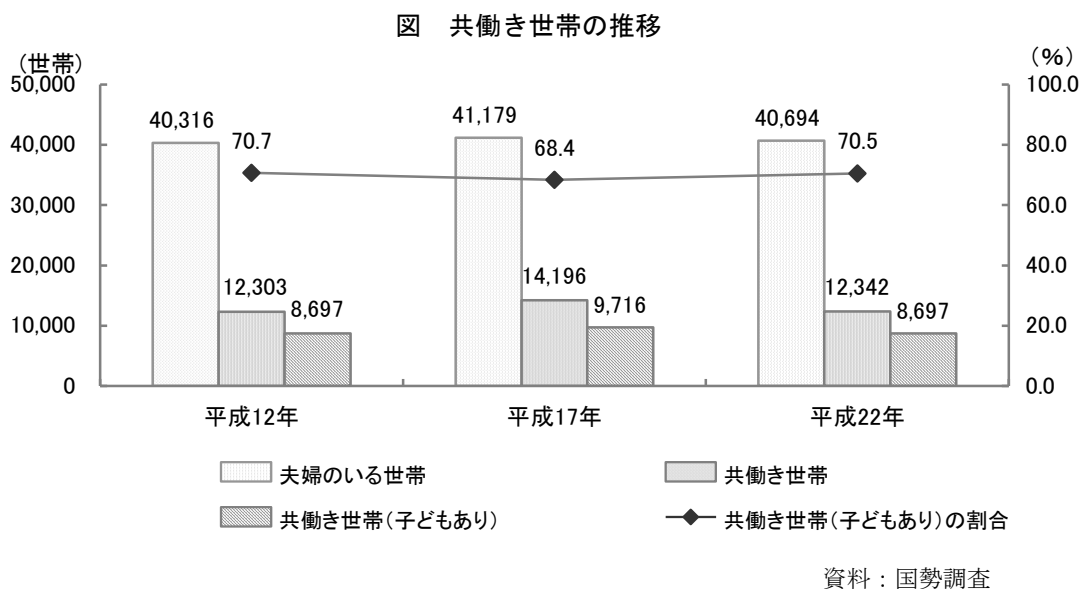
(1) 女性の年齢別就業率の状況

本市の女性の年齢別就業率は、各年度で国を下回っています。川西市での推移をみると、平成17年に比べて平成22年の女性の年齢別就業率が高くなっています。



(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める、子どもがいる共働き世帯の割合は70%前後で推移しています。



3 幼稚園・保育所の状況

(1) 幼稚園の状況

① 幼稚園別園児数

平成26年5月1日現在、市内に幼稚園は17園あり、定員の合計は3,480人です。

この内、市立幼稚園は9園で定員は1,370人となっており、入園児童数は590人です。市立幼稚園では、定員数に対し入園児童数が大幅に少ない状況となっています。

【市立幼稚園 年齢別園児数】

幼稚園名	所在地	創立 (認可) 年月	園児数 (H26.5.1) (クラス・人)								定員 (人)
			3歳児		4歳児		5歳児		計		
			学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	
久代	久代2丁目	S30.4	-	-	2	32	2	43	4	75	180
加茂	加茂1丁目	S30.4	2	46	2	34	2	45	6	125	170
川西	小花1丁目	S31.1	-	-	1	14	1	19	2	33	120
川西北	丸の内町	S31.1	-	-	2	34	1	29	3	63	150
多田	多田院1丁目	S23.7	-	-	1	28	1	24	2	52	150
松風	水明台1丁目	S49.4	-	-	1	15	1	20	2	35	120
清和台	清和台東2丁目	S45.4	-	-	2	35	2	44	4	79	180
東谷	見野2丁目	S18.10	-	-	1	28	2	50	3	78	180
牧の台	大和東1丁目	S51.4	-	-	1	21	1	29	2	50	120
計			2	46	13	241	13	303	28	590	1,370

資料：庁内資料

【私立幼稚園 年齢別園児数】

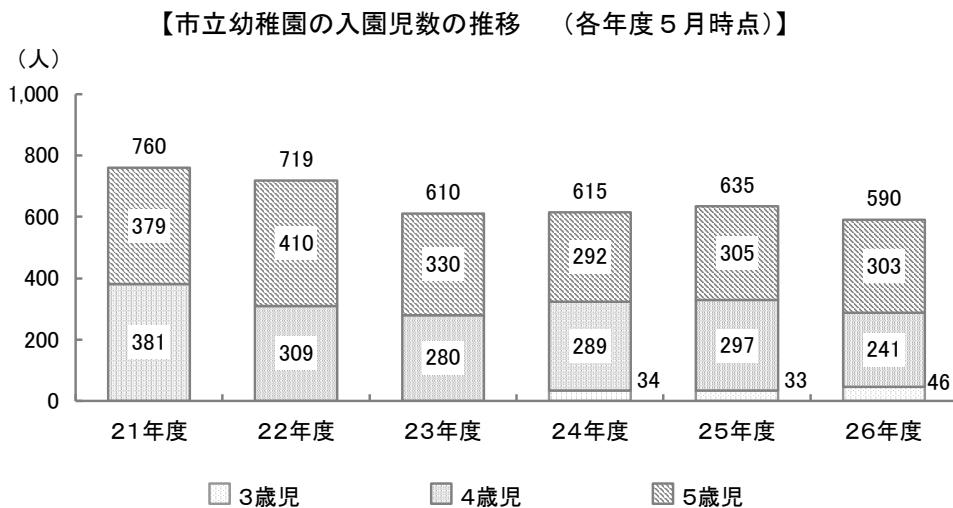
幼稚園名	所在地	創立 年月	園児数 (H26.5.1) (人)								定員 (人)
			3歳児		4歳児		5歳児		計		
			学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	
鶴之荘	小戸1丁目	T13.4	-	43	-	36	-	48	-	127	240
親和	霞ヶ丘1丁目	S46.4	-	43	-	24	-	47	-	114	200
藤ヶ丘	湯山台1丁目	S52.4	-	135	-	125	-	134	-	394	200
緑台	緑台4丁目	S45.4	-	49	-	60	-	67	-	176	240
清和台 めぐみ	清和台東4丁目	S50.4	-	70	-	61	-	68	-	199	310
新清和台	清和台西4丁目	S52.4	-	83	-	109	-	114	-	306	300
平野	水明台4丁目	S51.4	-	26	-	35	-	61	-	122	360
美山	美山台3丁目	H2.4	-	72	-	73	-	80	-	225	260
計			-	521	-	523	-	619	-	1,663	2,110

資料：庁内資料

② 市立幼稚園の入園児数の推移

平成 26 年 5 月の市立幼稚園の定員は 1,370 人で在籍児童数は 590 人、定員に占める割合は 43.1%です。最も在籍児童数の少ない園は川西幼稚園で定員 120 人に対し、在籍児童数は 33 人、在籍割合は 27.5%。最も在籍児童数の多い園は加茂幼稚園で定員 170 人に対し、在籍児童数は 125 人、在籍割合は 73.5%となっています。

平成 24 年度から加茂幼稚園で 3 歳児保育を開始したことなどにより若干の増加はありましたが、市立幼稚園への入園児童数は減少傾向にあります。



資料：庁内資料

(2) 保育所の状況

① 保育所別入所児数

市内に保育所は 25 園(分園 3 園含む)あり、定員の合計は 1,671 人です。この内、市立保育所は 8 園で定員は 600 人となっており、平成 26 年 4 月 1 日現在の入所児童数は 618 人です。

保育所の入所待機児童は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 31 人、保護者が就労希望の児童を加えると 81 人となっています。このように保育施設の供給量は、需要量に対して不足しており、特に 3 歳未満児を中心とする待機児童対策が求められています。

【市立保育所 年齢別入所児数】

保育所名	所在地	開所年月	入所児数（H26. 4. 1）（人）							定員（人）
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
川西	栄根1丁目	S24. 7	0	6	14	13	14	15	62	60
川西北	出在家町	S35. 5	4	9	10	15	19	13	70	80
川西南	久代2丁目	S38. 5	0	16	16	17	18	21	88	80
加茂	加茂1丁目	S45. 5	0	6	7	16	16	12	57	60
緑	大和西2丁目	S49. 5	0	9	9	15	15	17	65	60
小戸	小戸3丁目	S52. 4	9	17	15	19	14	18	92	90
多田	東多田1丁目	S54. 4	0	9	17	27	33	34	120	110
川西中央	火打1丁目	S57. 4	3	8	13	13	16	11	64	60
計			16	80	101	135	145	141	618	600

資料：庁内資料

【私立保育所 年齢別入所児数】

保育所名	所在地	開所年月	入所児数（H26. 4. 1）（人）							定員（人）
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
ちきゅうっこ	萩原台西1丁目	H14. 4	9	21	26	30	28	27	141	120
つくしんぼ	大和東3丁目	H15. 4	0	8	12	12	11	5	48	50
つくしんぼ分園	大和西1丁目	H23. 4	5	0	0	-	-	-	5	10
川西共同	小戸3丁目	H16. 1	8	14	19	16	17	18	92	80
川西共同分園	栄町	H26. 4	6	6	7	-	-	-	19	20
パステル	滝山町	H16. 4	10	23	24	25	27	29	138	120
畦野こどもの里	東畦野1丁目	H19. 1	9	15	17	21	21	21	104	90
かわにしひよし	中央町	H20. 6	11	24	24	24	24	25	132	120
多田こどもの森	新田1丁目	H23. 4	15	24	24	25	25	24	137	110
川西けやき坂	けやき坂1丁目	H23. 4	8	15	18	18	16	19	94	80
山子屋	一庫字区田	H23. 4	1	3	4	4	5	5	22	24
あおい宙川西	久代6丁目	H24. 4	14	17	18	17	10	8	84	90
エンゼルキッズ 清和台	清和台西4丁目	H23. 4	4	15	19	-	-	-	38	45
エンゼルキッズ 山下(分園)	見野2丁目	H24. 4	3	6	7	-	-	-	16	20
山下教会	見野2丁目	H26. 4	1	1	4	6	3	2	17	20
清和台めぐみ	清和台東4丁目	H26. 4	0	4	3	-	-	-	7	30
美山保育園	美山台3丁目	H26. 4	4	6	7	-	-	-	17	42
計			108	202	233	198	187	183	1,111	1,071
市立・私立合計			124	282	334	333	332	324	1,729	1,671

資料：庁内資料

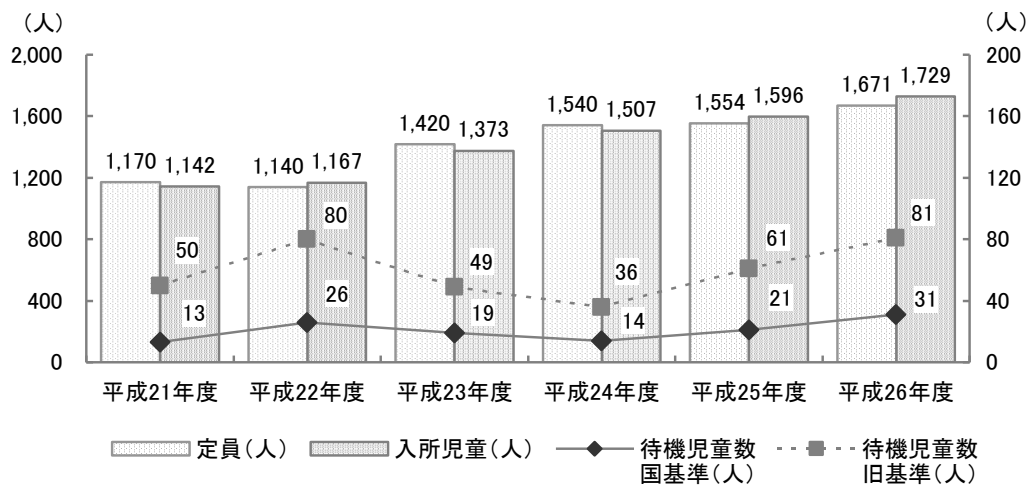
※ 他市からの受託児童を含む。

② 待機児童数の推移

私立の認可保育所の整備など、平成21年度から26年度にかけて概ね500人分の定員増を実施し、待機児童の解消に努めてきましたが解消には至っておらず、平成26年4月の待機児童数は31人(就労希望の者を含めると81人)で、年度末には100人を超えると見込んでいます。

今後、児童数は減少する見込みですが、保育需要は増嵩が予測され、これに的確に 대응していかなければなりません。

【保育所・認定こども園 定員・入所児童・待機児童数の推移（各年度4月時点）】



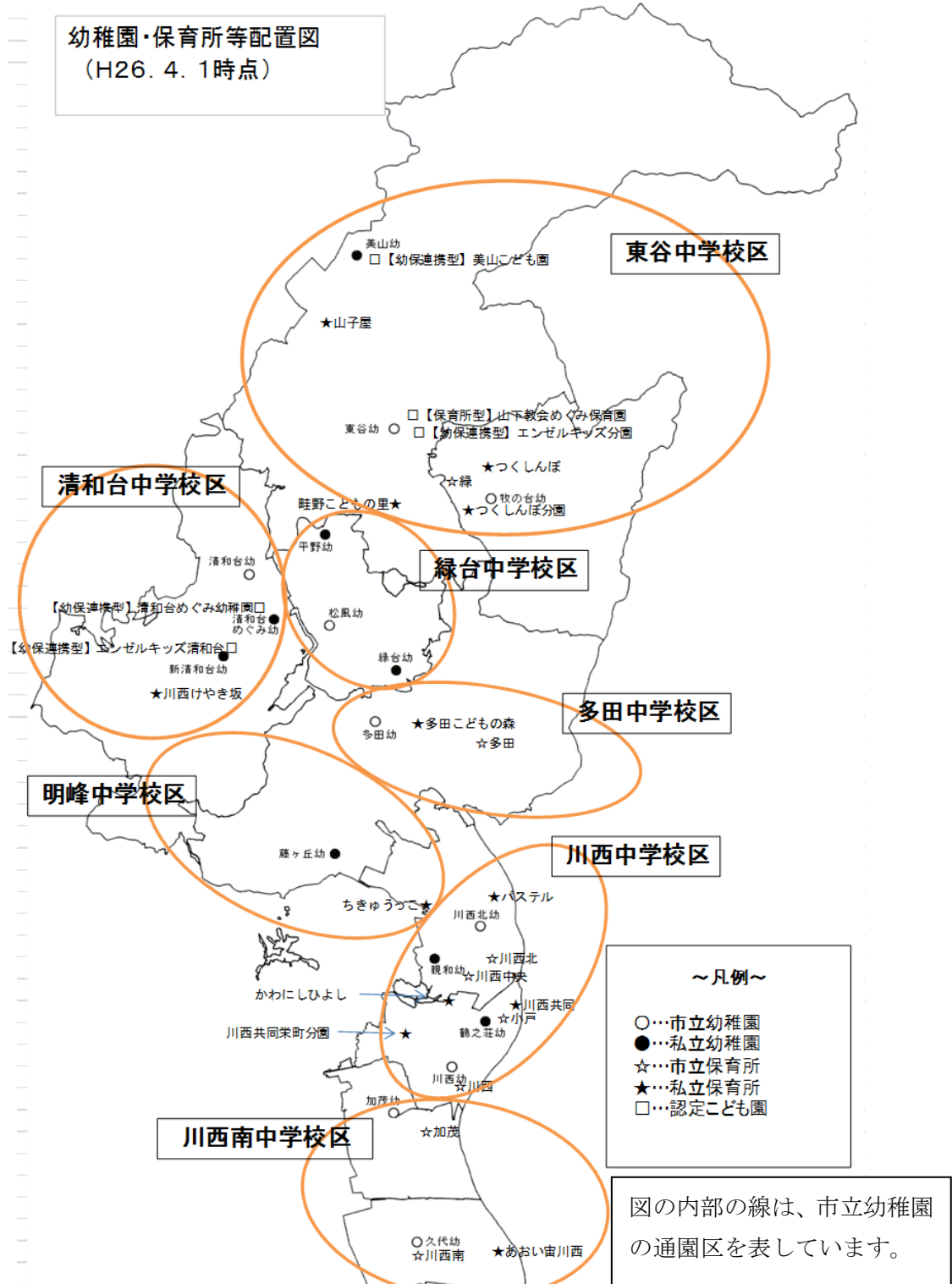
資料：庁内資料

(3) 幼稚園・認可保育所・認定こども園の配置状況

市立幼稚園は通園区を設定し、市内各所に9園配置されています。また、私立幼稚園は市内各所に5園あり、通園バス等の活用により市内外から児童が通っています。

認可保育所は、市内各所に20か所配置され、川西中学校区を中心に南部地域に集積しています。一方で、緑台中学校区には配置されていません。

認定こども園は、清和台中学校区に幼保連携型が2園、東谷中学校区に幼保連携型が1園と分園が1園、保育所型が1園配置されています。



4 アンケート調査からみる主要課題

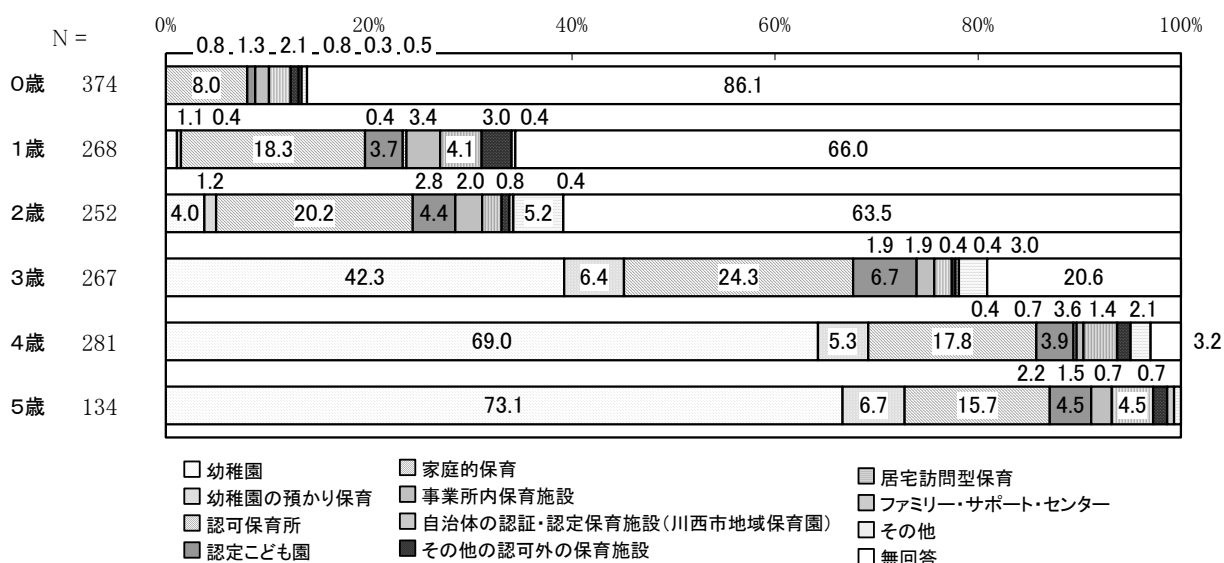
平成25年10月と平成26年1月に、本市が実施したアンケート調査（子育て支援に関するアンケート調査・同追加調査）の結果から、以下の主要課題が見えてきました。

(1) 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況と希望

① 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況

現在の平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用状況については、年齢が上がるにつれ、幼稚園の利用者が高くなっています。

図 平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用の有無（就学前）

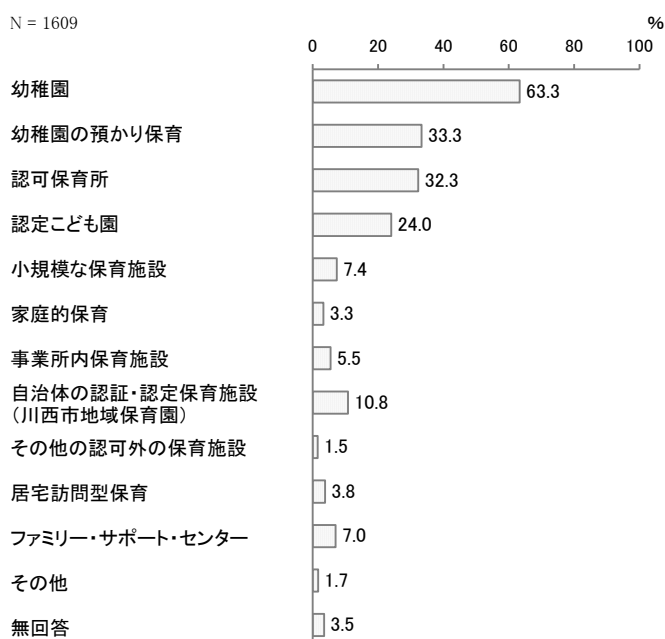


※ただし無回答には、利用していない方が含まれています。

② 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用希望

平日に利用したい教育・保育施設として、幼稚園の割合が最も高く、次いで、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園と続きます。

図 平日に利用したい教育・保育施設（就学前）



(2) 短時間サービスの利用状況と利用意向

① 病気の際の対応

「病気の際の対応」については、幼稚園、保育所等を欠席したことが「あった」と回答した方が71.3%ありました。その対処方法として、「母親が休んだ」と回答している人が58.9%と高く、次いで「親族・友人・知人に子どもをみてもらった」、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」となっています。病児・病後児保育の利用状況は数値としては低いものの、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

図 病気の際に、幼稚園、保育所等を欠席したことの有無（就学前）

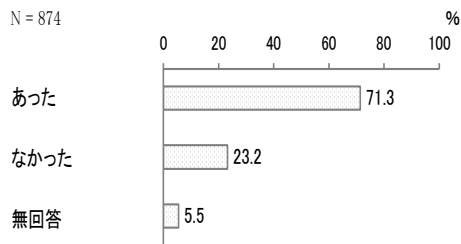
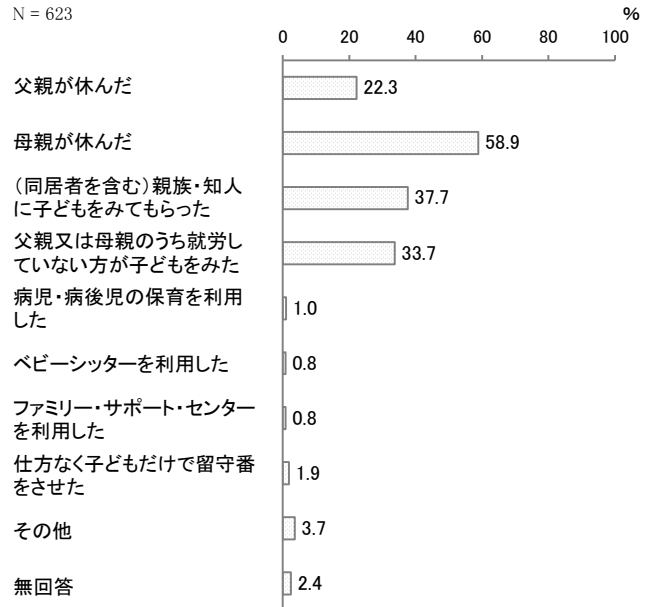


図 病気の際の対処方法（就学前）



② 日中の一時預かり等の利用

「日中の一時預かり等の利用」については、80.9%の方が利用していないと回答しています。利用希望については、「利用したい」と回答している人が38.3%いることから、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

図 日中の一時預かり等の利用状況（就学前）

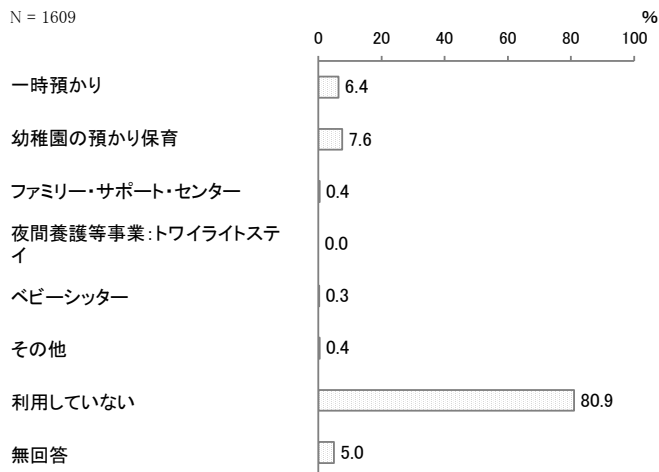
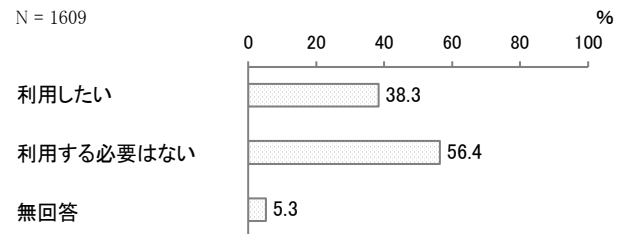


図 日中の一時預かり等の利用希望（就学前）

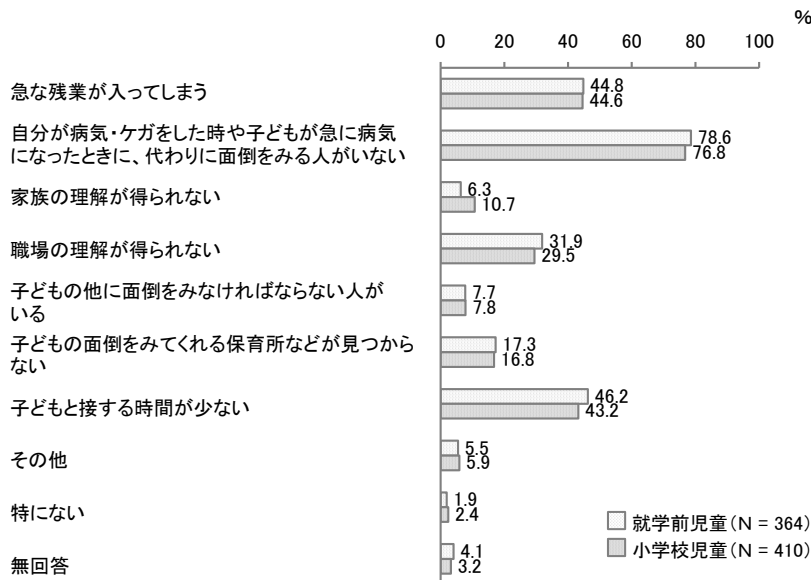


(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

① 仕事と子育ての両立で大変と感ずることについて

仕事と子育ての両立で大変と感ずることについてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない」の割合が最も高く、次いで「急な残業が入ってしまう」、「子どもと接する時間が少ない」となっています。

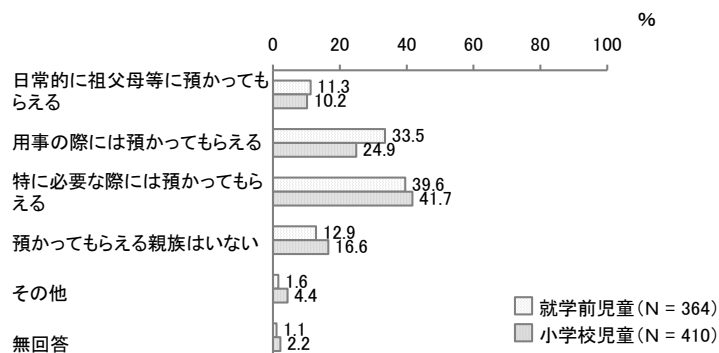
図 仕事と子育ての両立で大変と感ずること



② 親類からの支援の状況について

親類からの支援の状況についてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「特に必要な際には預かってもらえる」の割合が最も高く、次いで「用事の際には預かってもらえる」、「預かってもらえる親族はいない」となっています。就学前児童に比べ、小学生児童では「用事の際には預かってもらえる」の割合が低くなっています。

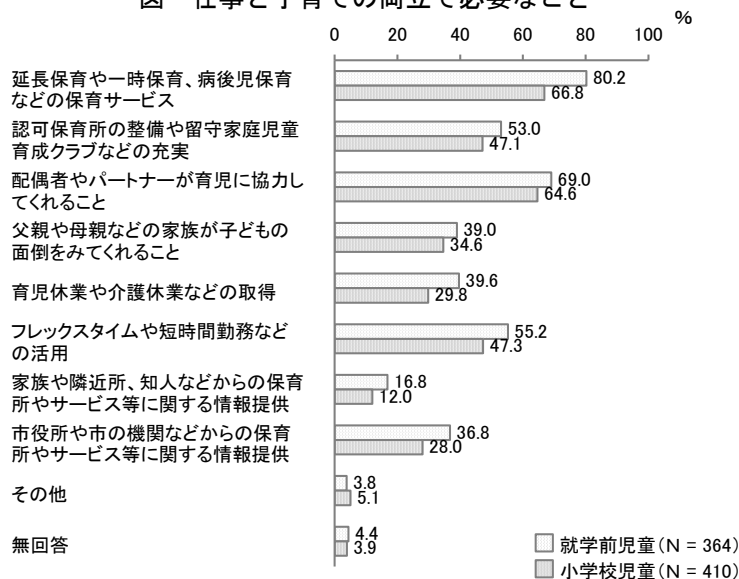
図 日ごろ、お子さんを預かってもらえる人はいますか



③ 仕事と子育ての両立で必要なことについて

仕事と子育ての両立で必要なことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「延長保育や一時保育、病後児保育などの保育サービス」の割合が最も高く、次いで「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」、「フレックスタイムや短時間勤務などの活用」となっています。また、「その他」を除いたすべての項目で就学前児童の割合が高くなっています。

図 仕事と子育ての両立で必要なこと



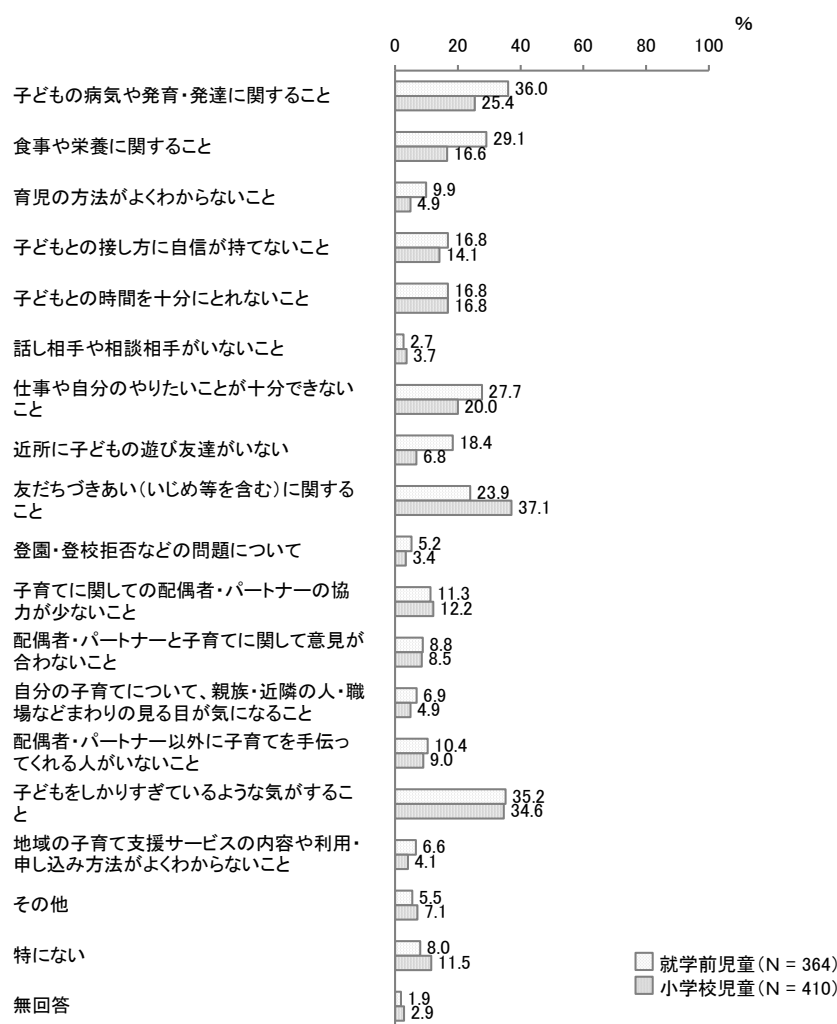
(4) 子育てにおける不安や負担の解消

① 日ごろ悩んでいること、気になることについて

日ごろ悩んでいること、気になることについてみると、就学前児童では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がする」と、「食事や栄養に関する」となっています。

小学生児童では、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関する」との割合が最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がする」と、「子どもの病気や発育・発達に関する」となっています。

図 日ごろ悩んでいること、気になること

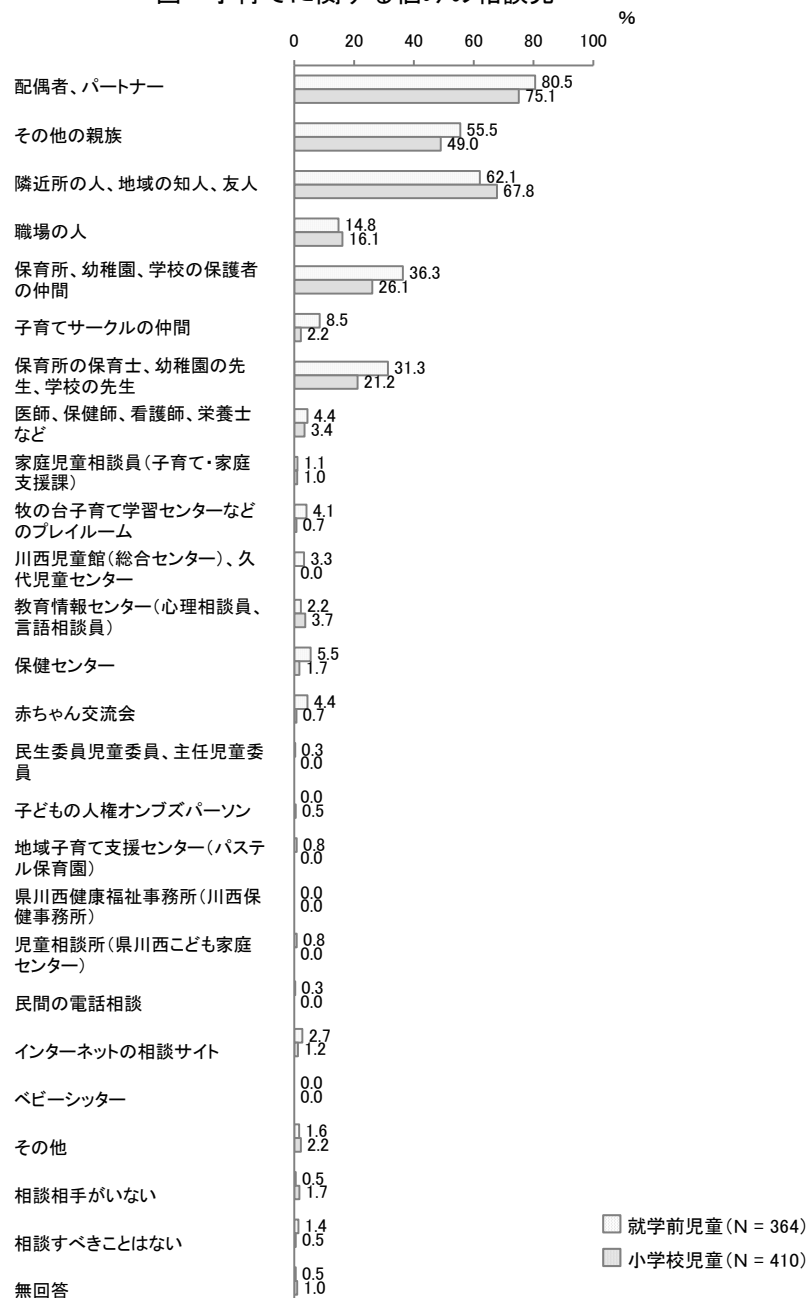


② 子育てに関する悩みの相談先について

子育てに関する悩みの相談先についてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「配偶者、パートナー」の割合が最も高く、次いで「隣近所の人、地域の知人、友人」、「その他の親族」となっています。

主なところでは、小学生児童に比べ就学前児童では、「配偶者、パートナー」、「その他の親族」、「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」、「子育てサークルの仲間」、「保育所の保育士、幼稚園の先生、学校の先生」の割合が、就学前児童に比べ小学生児童では、「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が高くなっています。

図 子育てに関する悩みの相談先



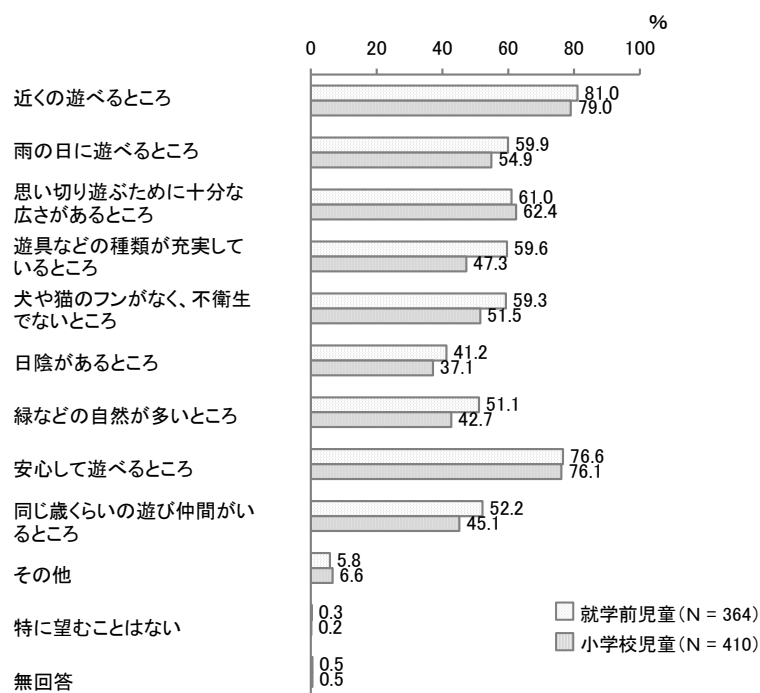
(5) 安全・安心な子育て環境づくり

① 子どもの遊び場について望ましいと思うことについて

子どもの遊び場について望ましいと思うことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「近くの遊べるところ」の割合が最も高く、次いで「安心して遊べるところ」、「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」となっています。

小学生児童に比べ就学前児童では「雨の日に遊べるところ」、「犬や猫のフンがなく、不衛生でないところ」の割合が高くなっています。

図 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

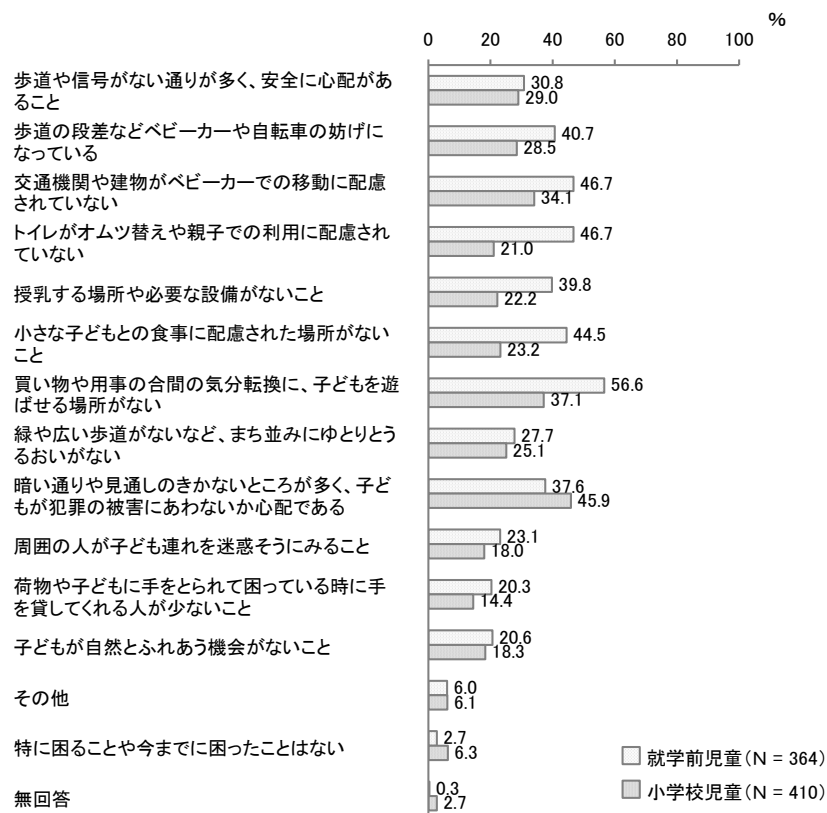


② 子どもとの外出の際に困ることについて

子どもとの外出の際に困ることについてみると、就学前児童では、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」の割合が最も高く、次いで「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」となっています。

小学生児童では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」の割合が最も高く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」となっています。

図 子どもとの外出の際に困ること



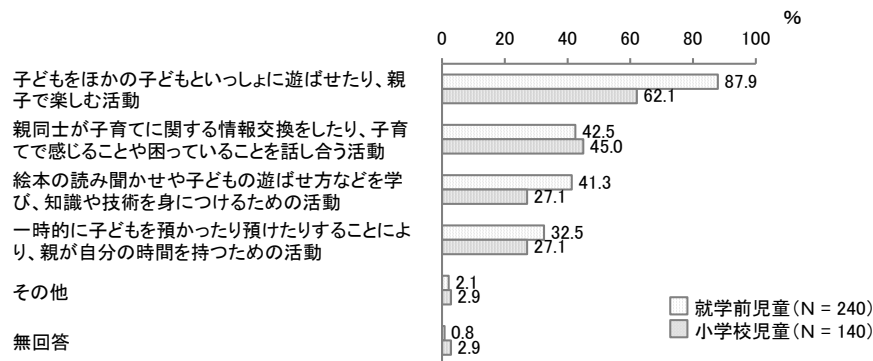
(6) 子育てをめぐる地域社会の再構築

① 自主活動や参加したい活動について（保護者）

今後実施したい自主活動、参加したい活動についてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「子どもをほかの子どもといっしょに遊ばせたり、親子で楽しむ活動」の割合が最も高く、次いで「親同士が子育てに関する情報交換をしたり、子育てで感じることや困っていることを話し合う活動」となっています。

小学生児童に比べ就学前児童では、「子どもをほかの子どもといっしょに遊ばせたり、親子で楽しむ活動」、「絵本の読み聞かせや子どもの遊ばせ方などを学び、知識や技術を身につけるための活動」、「一時的に子どもを預かったり預けたりすることにより、親が自分の時間を持つための活動」の割合が高くなっています。

図 今後実施したい自主活動、参加したい活動

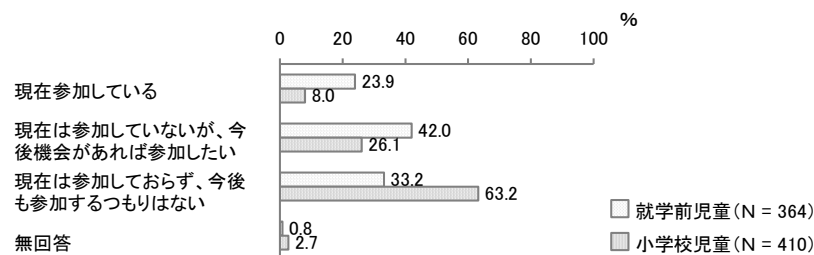


② 子育てに関するサークル等への参加状況について（保護者）

子育てに関するサークル等への参加状況についてみると、就学前児童では、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」の割合が最も高く、次いで、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」、「現在参加している」となっています。

小学生児童では、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が最も高く、次いで「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」となっています。

図 子育てに関するサークル等への参加状況



(7) 子育て支援サービスの利用促進・質の確保・向上

アンケート調査結果の「子育て支援サービスの利用度・利用意向」についてみると、就学前児童では利用意向について、利用度に比べ、「③家庭児童相談室（市子育て・家庭支援課）」「④かわにしファミリーサポートセンター」が25ポイント以上高くなっています。また、小学生児童の保護者では利用意向について、利用度に比べ、「③家庭児童相談室（市子育て・家庭支援課）」が15ポイント以上高くなっています。

図 子育て支援サービスの利用度、利用意向（就学前児童）

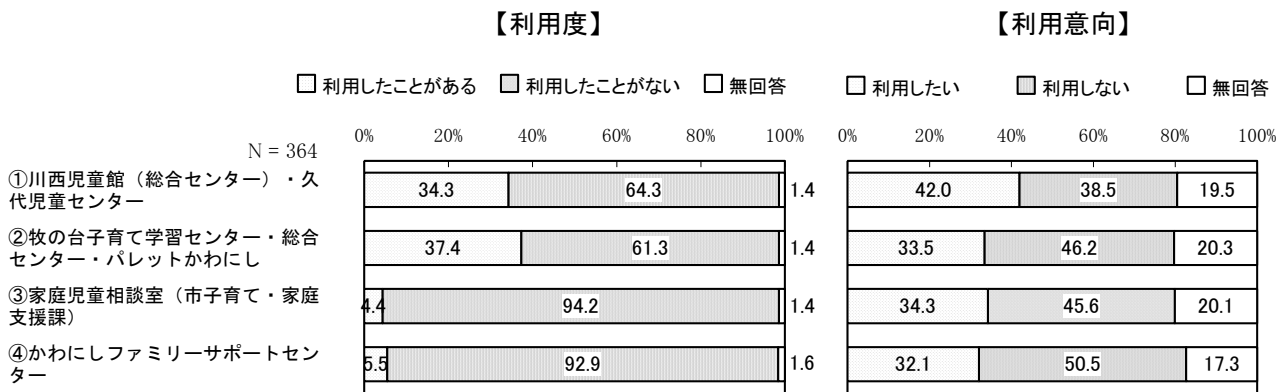
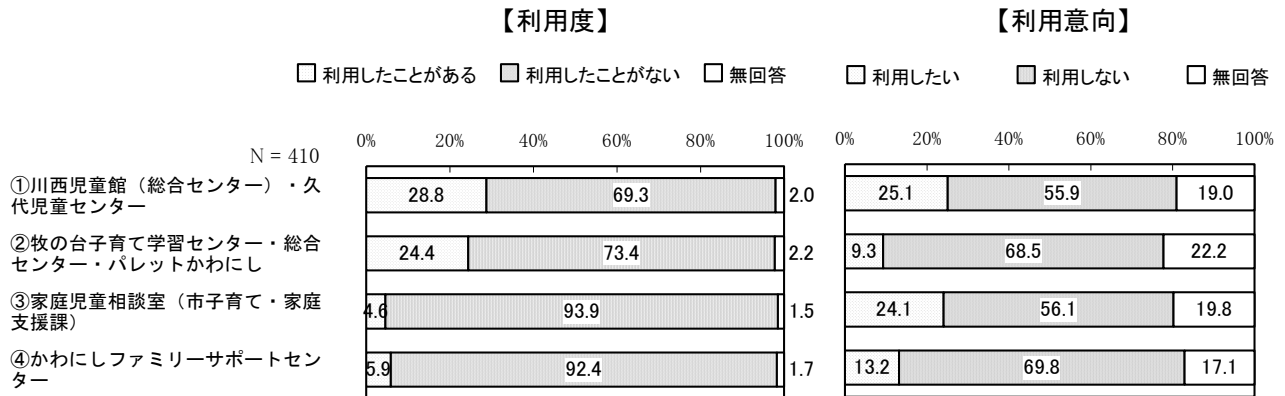


図 子育て支援サービスの利用度、利用意向（小学生児童）



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもたちが夢を拡げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり

近年の少子化・核家族化の進行、近隣とのつながりの希薄化等によって子育ての孤立化、依然として厳しい経済不況や就労環境、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、若者の結婚や家族に対する価値観の変化などを背景に、家庭や地域における「子育て力」の低下がみられるとともに、児童虐待や子どもを巻き込む犯罪が社会問題となっていることから、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会をはじめ社会全体で支援する必要性が高まっています。

本市ではこれまで、「川西市次世代育成支援対策行動計画」において、次代を担う子どもたちが夢を抱き、拡げ続けていくために、一人一人の個性や自主性を尊重できる社会をおとなたちが実現していくことができるまちづくりをめざして、「**子どもたちが夢を拡げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり**」を基本理念として定め、多様な子育て支援に取り組んできました。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、地域や社会全体が、子どもの育ちや子育てを温かく見守り、そして支えとなり積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、ふるさとへの愛着を育み、持続的なまちの成長につながります。

基本理念の実現をめざして、今後はさらに関係機関や様々な担い手との連携・協働のもと、人に優しいまちづくりと地域づくりを行うとともに、子どもの健全育成と子育ての支援を進めていきます。

2 基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが家庭や地域などでの人と人との関わりを通して豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていけるよう、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

(2) 家庭の視点

子どもを生み育てている男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、子育てを通して親として育ていけるよう、子育ての基本的な場である家庭の視点に立った取り組みを進めます。

(3) 地域の視点

地域の人々が子育ての喜びや苦労をわかち合い、ともに子どもを見守り育てていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、地域の視点に立った取り組みを進めます。

(4) 仕事と生活の調和を実現する視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現させるための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。この実現をめざして、行政、地域、事業所を初めとする関係者の創意工夫の下に連携して進めます。

(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、社会的養護及び虐待をはじめとする様々な理由により保護を要する児童はもちろんのこと、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

3 基本目標

(1) 母と子のいのちと健康を守る

安心して健やかに子どもを生き育てることができるよう、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

(2) 教育・保育・子育て支援サービスの充実

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と「健やかな体」を身につけていくことが必要です。乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期的人格形成の特性を踏まえ、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、幼稚園・保育所・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。

また、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、在宅子育て家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭への支援という観点から進めることが必要です。子どもの健全な育ちを守るため、子育て中の親子の精神的な負担感の軽減をめざした、保護者同士の交流や気軽に相談できる窓口などの適切な支援を行います。

(3) 子どもたちを家庭・地域で健やかに育む

子どものより良い育ちの出発点は家庭であり、その基本的な生活習慣や能力を身につけることは父母その他の保護者が担う重要な役割です。

また、身近な地域の様々な世代の人々が子育てや子どもの育ちを応援する環境づくりや、子どもたちが様々な経験を通じてたくましく成長できる遊び・学びの機会、地域において安心してのびのびと活動できる場の充実を図ります。

さらに、次代の親を育てるという観点から、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを持つこと、育てることに喜びを感じられるよう、子育てと仕事の両立などの啓発の取り組みを進めます。

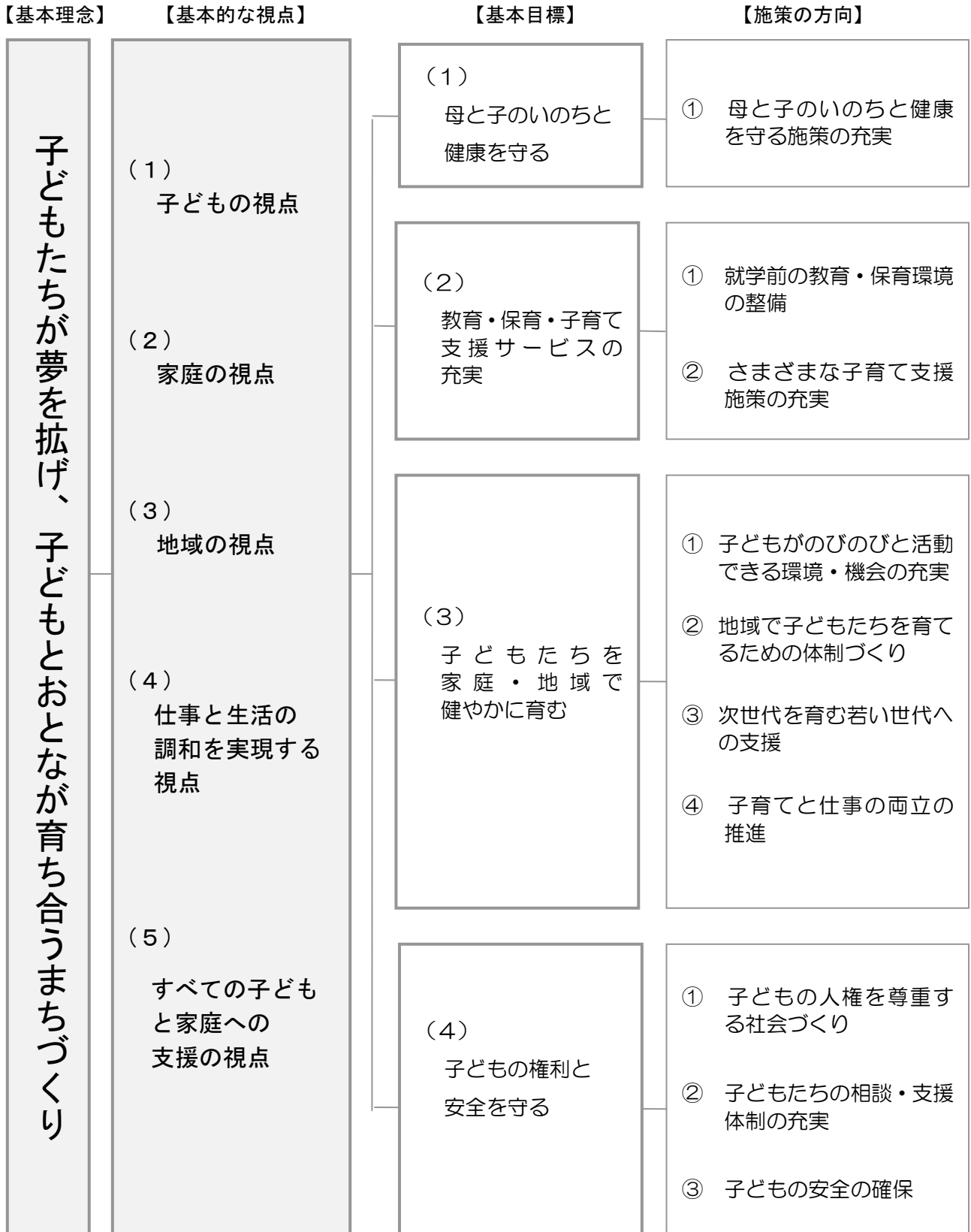
(4) 子どもの権利と安全を守る

子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるため、子どもの人権についての啓発や相談・支援体制を充実するとともに、子ども自身が意見を表明するなどの社会参加の機会を充実します。

また、児童虐待や痛ましい事件・事故などから、子どものいのちや安全な生活を守るための活動や、被害にあった子どもの立ち直りへの支援など、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

4 計画の体系

本計画は、基本理念を実現するため、4つの基本目標で構成されています



第4章 施策の展開

基本目標 I 母と子のいのちと健康を守る

施策の方向 1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実

(.....)

基本施策 1 母子保健サービスの提供

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策 2 性に関する正しい知識の普及

No	事業名	担当課	事業内容

基本目標Ⅱ 教育・保育・子育て支援サービスの充実

施策の方向1 就学前の教育・保育環境の整備

(・・・・・・・・・・)

基本施策1 幼稚園・保育所等の充実

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策2 市立幼稚園・保育所の耐震・老朽化対策

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策3 保育・教育関係者の研修や連携等の充実

No	事業名	担当課	事業内容

施策の方向2 さまざまな子育て支援施策の充実

(.....)

基本施策1 多様な保育サービスの提供

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策2 放課後児童対策の充実

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策3 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策4 経済的な負担の軽減

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策5 特に支援を必要とする家庭への支援

No	事業名	担当課	事業内容

基本目標Ⅲ 子どもたちを家庭・地域で健やかに育む

施策の方向 1 子どもがのびのびと活動できる環境・機会の充実

(.....)

基本施策 1 安心して過ごせる場の確保

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策 2 遊びや学びの機会の充実

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策 3 様々な体験活動の提供

No	事業名	担当課	事業内容

施策の方向2 地域で子どもたちを育てるための体制づくり

(.....)

基本施策1 子育てを支援するネットワークづくり

No	事業名	担当課	事業内容

施策の方向3 次世代を育む若い世代への支援

(.....)

基本施策1 家庭や子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

No	事業名	担当課	事業内容

施策の方向4 子育てと仕事の両立の推進

(.....)

基本施策1 男性も女性もともに責任を果たす男女共同参画社会づくり

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策2 子育てと両立しやすい就労環境への啓発

No	事業名	担当課	事業内容

基本目標Ⅳ 子どもの権利と安全を守る

施策の方向1 子どもの人権を尊重する社会づくり

(.....)

基本施策1 子どもの参加・参画をすすめる施策の展開

No	事業名	担当課	事業内容

施策の方向2 子どもたちの相談・支援体制の充実

(.....)

基本施策1 相談体制の充実

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策2 児童虐待防止対策の充実

No	事業名	担当課	事業内容

施策の方向3 子どもの安全の確保

(.....)

基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No	事業名	担当課	事業内容

基本施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No	事業名	担当課	事業内容

第5章 事業計画

1 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定に係る考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

(2) 当計画における提供区域について

以下の検討により、当計画における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、下記のとおり設定します。

- ① 利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要性
- ② 保育所整備等を進める指針としてきた、「川西市保育所整備計画」との連続性
- ③ 「川西市高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業計画」における「住み慣れた地域での日常生活ができるために日常生活圏域（おおむね30分以内に駆けつけられる圏域が理想的な圏域であるとされている）」こととの整合性

教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域	教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
市全域	幼児期の教育 ----- 幼稚園 認定こども園 -----	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・時間外保育事業（延長保育） ・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） ・妊婦に対する健康診査
中学校区	乳幼児期の保育 ----- 認定こども園 保育所 地域型保育事業 -----	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業

2 計画期間における人口推計

計画の策定に当たって、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である平成27年度から31年度の人口推計を行いました。

人口推計は、上位計画である第5次川西市総合計画（計画期間：平成25年度～平成34年度）との整合を図るため、第5次川西市総合計画策定に係る将来人口推計報告書（平成24年3月）に基づき算出しています。

この人口推計において、0歳から11歳の人口は、平成27年で15,753人となっていますが、その後年々減少し、平成31年には14,327人となり、概ね1割の減少となっています。また、年代別でも、すべての年代で減少しています。

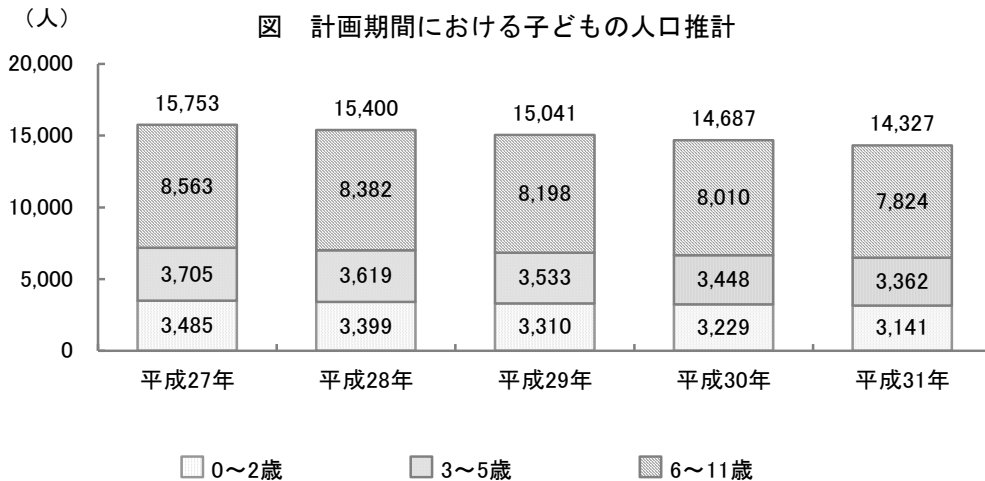


表 計画期間における年齢別子どもの人口推計

単位：人

年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	1,050	1,023	996	972	945
1歳	1,193	1,164	1,134	1,106	1,076
2歳	1,242	1,212	1,180	1,151	1,120
3歳	1,223	1,193	1,162	1,133	1,102
4歳	1,264	1,233	1,202	1,172	1,140
5歳	1,218	1,193	1,169	1,143	1,120
6歳	1,335	1,309	1,282	1,254	1,228
7歳	1,330	1,303	1,276	1,249	1,222
8歳	1,409	1,381	1,354	1,324	1,295
9歳	1,396	1,368	1,340	1,311	1,283
10歳	1,597	1,560	1,521	1,483	1,444
11歳	1,496	1,461	1,425	1,389	1,352
合計	15,753	15,400	15,041	14,687	14,327

3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 幼児期の教育の量の見込みと確保方策

(2) 乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

(2) 時間外保育事業（延長保育）

(3) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

(6) 養育支援訪問事業

(7) 地域子育て支援拠点事業

(8) 一時預かり事業（幼稚園）

(9) 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

(10) 病児・病後児保育事業

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児）

(12) 妊婦に対する健康診査

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

5 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

第6章 計画の推進体制
